

## 京丹波町告示第55号

### 京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、友好町である福島県双葉町の復興支援等を目的とする活動を支援するため、交流支援活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金を交付することに関し、京丹波町補助金等交付規則（平成17年規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付対象となる団体は、町内に住所を有する二人以上の者が、共同の目的を達成するために結合した集団で、町長が適当と認めた団体とする。

（補助対象活動）

第3条 補助金の交付対象となる活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- （1）双葉町の復旧又は復興支援を目的とした活動
- （2）双葉町民との交流を目的とした活動
- （3）双葉町民への慰問等を目的とした活動
- （4）その他町長が特に認める活動

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象経費及び補助額は、別表に定めるところによる。

2 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体について1回限りとする。

3 他の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、当該活動の補助金対象経費となる総額から他の補助金を差し引いた額を補助対象経費とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）活動計画書
- （2）経費概算見積書
- （3）規約又は会則等の写し
- （4）その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請団体に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、申請内容に変更がある場合は、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金変更決定通知書（様式第5号）により当該補助団体に通知するものとする。

(活動の実施)

第9条 補助団体は、交付決定の日の属する年度の3月15日までに活動を完了しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助団体は、活動完了の日から起算して14日以内又は交付決定の日の属する年度の3月末日までに、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 交流支援活動の実績が分かる写真

(2) 領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた補助団体は、京丹波町友好町（福島県双葉町）交流支援活動費補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとし、町長は請求を受理したときは速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助団体が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該交付の決定を取り消し、又は変更するとともに既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 別表（第4条関係）

対象経費	補助額
交通費（交流支援活動に要した車両の燃料費、有料道路通行料、鉄道賃等）	補助金対象経費の2分の1以内の額 (限度額10万円)
車両借上料（交流支援活動に必要と認められる車両借上げに要した経費）	
送料（交流支援活動に必要と認められる物資等の送料）	* 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額
その他（上記に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費）	